

社会福祉法人旭川育成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人旭川育成会（以下「法人」という。）の報酬及び交通費に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任委員をいう。

(報酬)

第3条 法人の役員等に対し報酬は支給しない。

(交通費)

第4条 法人の役員等が理事会・評議員会・評議員選任委員会へ出席した場合は、交通費として、別に定める旅費規程により支給する。

2. 法人及び施設（事業所）の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(出張旅費)

第5条 法人の役員等が、法人及び施設（事業所）の運營業務等のため出張した場合は、旅費等を別に定める旅費規程により支給する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の決議を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。